

団体登録申請をされる団体様へ

桶川市地域福祉活動センターは、桶川市の公共施設です。登録団体として優先的にご利用いただくためには、団体登録が必要です。

登録団体として、①障害者団体、②福祉団体、③活動団体に区分決定された場合は、利用料の減免や予約期間伸長のサービス等を受けることが可能です。

■ 団体の要件は、下記のいずれにも該当する必要があります。(センター設置及び管理条例第13条)

- (1) 原則会員が5名以上。
- (2) 主に市内で活動をしている。
- (3) 団体の規約(会則)等を定めている。
- (4) 自主的、非営利的に行われている。

■ 区分の種類(センター管理規則第4条第1項)

区分	団体の概要
障害者団体	構成員半数以上が障害者基本法第2条第1号(※)に定める者で構成されている団体 ※障害者 身体障害者 知的障害、精神障害その他の心身の機能の障害があり、生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。
福祉団体	社会の利益の増進に寄与する活動を行っている団体
活動団体	上記以外の非営利団体

■ 団体登録後に受けられるサービス(センター管理規則第5条第2項 他)

センターの運営協議会において、登録団体としての区分決定された後、下記のとおり、ご利用いただきます。

登録区分	貸館ご利用料	予約可能期間	その他の館内のご利用
障害者団体	無料	3か月先	団体交流室、有料団体ロッカー
福祉団体			
活動団体	有料	2か月先	有料団体ロッカー

- ・登録団体として区分決定されなかった場合は、一般として利用することが可能です。
- ・運営協議会は、月1回程度、実施される予定です。団体区分が決定するまでは、仮予約としてご利用いただくことが可能ですので、ご相談ください。

(令和4年12月現在)

(問い合わせ先)
桶川市地域福祉活動センター
指定管理者事務所 ☎ 729-8378